

社援発 1204 第 2 号
令和 7 年 12 月 4 日

社会福祉法人全国手話研修センター
理事長 石野 富志三郎 殿

厚生労働省社会・援護局長



令和 7 年度における社会福祉法人の業務等の状況に関する指導監査の結果について

標記について、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 56 条第 1 項の規定に基づき、貴法人に対する指導監査を実施したところであるが、その結果、下記の事項について、是正又は改善を図る必要があると認められたので、現地において係官が指示した事項も併せ留意の上、所要の措置を講じるとともに、その結果を令和 8 年 3 月 4 日までに報告されたい。

記

1 法人運営について

(1) 理事会の決議について

法第 45 条の 13 第 4 項第 3 号に定める重要な役割を担う職員の選任及び解任について、理事会の決議が行われていない事案が認められたため、今後は適正な手続きを経ること。

(2) 理事及び監事の報酬について

定款第 21 条に規定する理事及び監事の報酬等の総額に関する評議員会の決議がなされていないことが認められたため、それぞれの報酬等の総額について決議を行うこと。